

ACWC規約

前文

神は神のかたちにしたがって平等なパートナーとして男と女を創造された。彼らは、全ての人々に対してイエス・キリストにおける信仰を表現し宣べ伝える一つの共同体となるために呼び出されている。

アジアの女性キリスト者は、教会と社会の一部であり、聖霊の導きと力づけを信じる者であり、神の全ての被造物の尊厳と一体性を掲げて共に働く者である。

これらの目的と意図によってアジアの女性キリスト者は ACWC を組織するために一致するのである。

1条 名称

1. 1 この組織の名前は「アジア教会女性会議」と称する。

2条 目的

2. 1 諸教会にとって神の目的は、この世で神の意志をなすために、神の意志に対する共通の服従に生きることを信じて、この ACWC は構成されている。結果として主であり、救い主であるイエス・キリストへの共通の信仰を分かち合う女性たちが、全ての人々にイエス・キリストの福音を宣べ伝えるため一つとなるものである。

3条 目標

3. 1 ACWC は次の目標を持つものである。
 3. 1. 1 平和、正義、和解のプログラムを通して生活の全ての領域で神の愛を表わす。
 3. 1. 2 祈りとエキュメニカルな交わりと連帯する行動を通して、信仰と委任の深い意味において表現されたキリストにおける一致を宣言し表わすものである。
 3. 1. 3 男性の平等なパートナーとして教会と社会に完全に参加する女性の能力を推し進めるものである。
 3. 1. 4 神の創造の完全性を維持するために、人間と自然の共存を強化する。
 3. 1. 5 「リーストコインの交わり」(以下は FLC) を推し進め、助ける。

4条 会員

4. 1 ACWC の会員資格は次の者に開かれている。
 4. 1. 1 NCC ないし NCC 女性会議によって認められた国内のエキュメニカルな組織に対して。
 4. 1. 2 自立し、又 ACWC によって正式に認められた国内教会婦人組織に対して。
4. 2 ACWC への加入は、各国毎に一つの組織に限るものとする。
4. 3 ACWC の各国の会員組織は、各国代表者会の決定によって毎年 ACWC の運営資金に貢献するものとする。

5条 大会

5. 1 大会は ACWC の最高の議決機関である。
5. 2 大会の構成は以下の通りである。
 5. 2. 1 現在の役員ならびに各国代表者会のメンバー。
 5. 2. 2 国内のエキュメニカル女性組織、またはそのような組織がない場合は、NCC によって正式に選ばれた代表者。すべての代表者は ACWC の代表者国の国民またはその国の永住権が有る者でなければならない。
 5. 2. 3 関係の深い FLC の国際委員会（以下は ICFLC）のメンバー。
 5. 2. 4 役員会の招待によって承認されたゲスト、オブザーバー、コンサルタントなど。
5. 3 会議：ACWC の大会は各国代表者会が決めた日付や場所で 4 年に 1 度開かれる。
5. 4 会議の定足数：登録された選挙権のある代表者の過半数で構成する。(51%かそれ以上)。
5. 5 選挙権
 5. 5. 1 加盟国の正式な代表者と役員が選挙権を持つものとする。
 5. 5. 2 各国は平等数の投票権を持つ。これは各国代表者会のメンバーと役員を含む。
 5. 5. 3 全ての加盟国代表者は必要ならば委任状で投票権を行使できる。
 5. 5. 4 ICFLC のメンバー、オブザーバー、コンサルタント、そして認められたゲストは大会の審議に参加してよいが、決議には加わらないものとする。これらの人々は選挙権を持たない。
5. 6 機能：大会は次の機能を持つものとする。
 5. 6. 1 役員会、各国代表者会の全ての行動を確認する。
 5. 6. 2 大会に登録された選挙権のある代表者の中から各国代表者会議の 4 人のメンバーを選ぶ。
 5. 6. 3 ACWC の予算を承認する。
 5. 6. 4 ACWC の規約の修正を批准する。
 5. 6. 5 新加盟国の受け入れを承認する。

6条 役員

6. 1 ACWC 固有の事務をなすために、役員を選ぶものとする。役員は会長、副会長、書記、会計を置く。
6. 2 ACWC 役員は新各国代表者会議によって無記名投票を持って新各国代表者会議メンバーの中から選ばれるものとする。加盟国間のバランスのとれた役員が選ばれるよう配慮されるべきである。
6. 3 役員は、各国代表者会と役員会の選挙権のあるメンバーでなければならない。
6. 4 役員は、1 期 4 年を任期とし、再選を妨げられない。2 期以上(8 年)奉仕する事は出来ない。

7条 スタッフ

7. 1 主事：ACWC の事務を遂行するフルタイムの主事を置く。主事は役員会の推薦のもと、大会において任命される。
7. 2. 期間：主事の任期は 4 年とし、大会毎の承認によって 4 年を 1 期とし、役員会の意

見において例外的な状況がない限り継続することができる。

7. 2. 1 任命：主事は、役員会の推薦に基づいて各国代表者会によって任命される。
 7. 2. 2 再任：主事は、任期半ばの役員会で仕事の評価に従って推薦された後、各国代表者会議によって再任される。
 7. 2. 3 退任：主事は役員会及び各国代表者会に、退任の3ヶ月前に書面をもって退任通知を提出しなければならない。主事は後任が任命されるまで任務を継続しなければならない。
 7. 2. 4 任期満了：役員会は、各国代表者会の承認を得て、書面をもって任期満了通知をその3ヶ月前か後任が任命されるまでに主事に送付しなければならない。
7. 3 臨時職員：代表者会は、必要と考えられる場合は主事の推薦の基づき、臨時職員を任命する。

8条 委員会

8. 1 各国代表者会：アジア教会女性会議の方策、プログラム、プロジェクトを実行するために置かれる。
 8. 1. 1 構成：各国代表者会は次のように構成される。
 8. 1. 1. 1 大会に出席する代表者の中で、各国のACWCに加盟している組織が選出した加盟国代表者。
 8. 1. 1. 2 現各国代表者会から選ばれた3名、内1名は前期役員会メンバーであること。
 8. 1. 1. 3 大会で登録された投票権を持つ代表者の中から推薦委員会が提出する7名から大会で選出された4名。
 8. 1. 1. 4 ACWCの主事は職責上、各国代表者会のメンバーとなる。
 8. 1. 1. 5 ICFLCの主事は職責上、各国代表者会のメンバーとなる。
 8. 1. 2 任務：各国代表者は次の任務を行う。
 8. 1. 2. 1 役員会の決定を批准する。
 8. 1. 2. 2 ACWCの方策、プログラム、プロジェクトを承認する。
 8. 1. 2. 3 主事、及びスタッフの任命、評価、再任命、任務終結などについて責任を持つ。
 8. 1. 3 メンバーの任期：各国代表者会のメンバーは1期4年を務めた後、2期を越えない限りにおいて再任されることができる。
 8. 1. 4 会議：
 8. 1. 4. 1 新しく選出された各国代表者会は、委員会の決定に従って任務を遂行するため、大会後に会議を開く。
 8. 1. 4. 2 各国代表者会は、少なくとも1期4年の任期中に1度、さらに、大会を開く前に会議をひらく。
 8. 1. 5 定足数：
 8. 1. 5. 1 各国代表者会のメンバーの過半数（51%かそれ以上）で構成される。

- 8. 2 役員会：大会後、次の大会までの期間、日常の ACWC の運営を執行するため役員会をおく。
 - 8. 2. 1 構成：役員会は次のように構成される。
 - 8. 2. 1. 1 ACWC 役員。
 - 8. 2. 1. 2 新しい各国代表者会の互選によって選出された 3 名。内 1 名は旧役員会メンバーであること。
 - 8. 2. 1. 3 ACWC 主事は職責上、メンバーとなる。
 - 8. 2. 1. 4 ICFLC 主事は、職責上のメンバーとなる。
 - 8. 2. 2 任務：役員会には次の任務がある。
 - 8. 2. 2. 1 ACWC の方策、プログラムを明確に示す。
 - 8. 2. 2. 2 大会を開く。
 - 8. 2. 2. 3 大会への参加者数を決定。
 - 8. 2. 2. 4 大会の計画と執行。
 - 8. 2. 2. 5 ACWC の資金の管理運営。
 - 8. 2. 2. 6 役員・事務職員に関する決議を行う。
 - 8. 2. 2. 7 大会初日に推薦委員会メンバーを任命する。
 - 8. 2. 2. 8 大会声明に基づいて次の 4 年間の企画を立て、目的と目標を明確にする。
 - 8. 2. 3 会議
 - 8. 2. 3. 1 役員会は年に 1 回開催される。しかし、必要に応じて招集することができる。
 - 8. 2. 3. 2 会議通知は少なくとも会議 1 ヶ月前までに主事または大会書記によって回覧される。
 - 8. 2. 4 定足数：全役員の過半数で構成される。(51%かそれ以上)
- 8. 3 推薦委員会：大会で選挙を執行するため、役員会によって任命されたメンバーによる推薦委員会を置かなければならない。
 - 8. 3. 1 組織：推薦委員会は次のように構成される。
 - 8. 3. 1. 1 各国代表者会から 3 名。
 - 8. 3. 1. 2 投票権を持つ大会出席の代表者（デリゲート）から 2 名。
 - 8. 3. 1. 3 推薦委員会のメンバーは推薦委員会委員長を互選によって選び、大会における選挙を遂行しなければならない。
 - 8. 3. 1. 4 委員会のメンバーは被投票権を持たないことが望ましい。
 - 8. 3. 2 機能：推薦委員会は次のような役割を担う。
 - 8. 3. 2. 1 各国代表者会に加えられるメンバーとして 4 名を選出するため、大会出席の代表者（デリゲート）の中から 7 名の名簿を大会に提出しなければならない。）
 - 8. 3. 2. 2 選挙がスムーズに遂行されるように ACWC 副会長と密接に調整する。
 - 8. 3. 2. 3 大会の期間中に限った役割とする。

9 条 欠員

9. 1 役員会：役員会のメンバーの中で欠員が生じた場合、残りの任期は選挙の次点者を補充する。
 9. 1. 1 役員が正当な理由なく役員会を欠席し、定期的に連絡を取らない場合は、役員会のメンバーとしての権利を失う。
9. 2 各国代表者会：各国代表者会で欠員が生じた場合、残任期間を交代要員にて補充されなくてはならない。
 9. 2. 1 各国代表者会は、今回で任期が終わる3名と、大会で選ばれた4名を加えてで構成されるが、欠員が生じた場合は、選挙次点者が補充される。
 9. 2. 2 各国代表者会の加盟国代表者の間で欠員が生じた場合は、該当国 ACWC メンバーによって補充されなくてはならない。
 9. 2. 3 正当な理由なく1回の各国代表者会議を欠席し、ACWC事務局からの連絡に応じない委員は、各国代表者でなくなる。
 9. 2. 4 各国代表者会の委員は、役員会および総会から選出される。また、1年以上国外に居住する場合は、ACWCに書面にて報告し、委員会の欠席を申し出ること。ACWC会議に委任状を送る必要はない。
9. 3 役員会や各国代表者会に欠員が生じた場合は、直ちに ACWC 会長宛に、控えを主事宛に報告されなければならない。新メンバーは文書で会長と主事によって正式に承認されることが必要である。
9. 4 スタッフ
 9. 4. 1 主事：辞任また任期満了による退任の場合、後任者欠員は役員会が指名した3名の中から各国代表者会によって郵便投票で選出される。
 9. 4. 2 臨時職員：辞任または任期満了の場合、後任者は主事が推薦し、役員会が決定する。

10条 関係

10. 1 ACWCはその始まりと絆により、ICFLCとの特別な関係を維持する。
 10. 1. 1 アジアを基とした祈りの運動である FLC は、ACWC のプロジェクトのひとつとして継続される。
 10. 1. 2 ACWC 会長は ICFLC に公式代表として参加する。
 10. 1. 3 ACWC 主事は、職責上のメンバーであり、その費用は ACWC が支払う。
 10. 1. 4 ICFLC に対する ACWC の投票代議員の数は、ICFLC の会則に従う。
10. 2 ACWC は他の地域の女性たちや世界の超教派の団体と密接な関係を維持する。

11条 会計

11. 1 資産：ACWC の資金源は次のとおりである。
 11. 1. 1 加盟各国の年会費。
 11. 1. 2 助成金、献金、指定または指定なしの寄付金。
11. 2 予算：ACWC は1年と4年の予算があり、管理、運営、プログラムの経費、そして、組織の繁栄と発展のため、その他の必要経費を供給する。
11. 3 会計監査：役員は会計の推薦で ACWC 会計のための会計監査を指名する。

- 1 1. 4 会計年度：ACWC 会計年度は暦年とする。
- 1 1. 5 銀行口座：ACWC は役員会の同意をもって、経済的拘束のない国の国際的に認められた銀行に、ひとつまたはそれ以上の口座を開設する。
- 1 1. 6 会計アシスタント：ACWC は、役員会の承認を得て、必要に応じて銀行取引に関する会計を補佐する任意の会計アシスタントを任命することができる。
- 1 1. 7 銀行の署名者：すべての ACWC 口座の署名人は、会計責任者、会長、副会長、または会計補佐のいずれか 1 名以上とする。

1 2 条 規約改正

- 1 2. 1 ACWC 規約と細則は、ACWC の大会で投票権のある登録メンバーの 3 分の 2 の投票をもって改正される。
- 1 2. 2 改正案提出は、大会 6 ヶ月前に主事に文書にて提出すること。そして、遅くとも大会 3 ヶ月前に役員と各国代表者会メンバーに回覧される。
- 1 2. 3 ACWC 規約と細則の修正案を提出できる人は：
 - 1 2. 3. 1 各国代表者会の各メンバー。
 - 1 2. 3. 2 ACWC に加入している各団体。
- 1 2. 4 規約は 3 年間改正されない。
- 1 2. 5 ACWC の承認された規約と細則は大会閉会后直ちに発効する。

ACWC 細則

1. ACWC のメンバーおよび役員の仕事全般について

- 1. 1 責任ある市民として教会や社会の意思決定の場において、そこで立場を見つけることができるように女性たちを力づける。
- 1. 2 全国的にもまた地域においても、女性を教会の体の大切な部分として受け入れられるよう教会を支援すること。すべての人は神に似せて創造され、平等であることを考える。
- 1. 3 神が造られたすべての生き物を敬うために、正義と平和の問題に女性たちが確信を持って立ち向かっていくことができるように励ます。
- 1. 4 4 年に 1 度の大会が役員会、各国代表者によって遂行されるために、大会声明に基づき、特定の企画の目的や目標を明確にする。

2. 専任役員、各会議代表者・スタッフの仕事と責任

- 2. 1 会長：会長は：
 - 2. 1. 1 ACWC のすべての会議の司会をする。その会議とは、役員会議、各国代表者会議、大会である。
 - 2. 1. 2 ICFLC において ACWC を公式に代表する。
 - 2. 1. 3 ACWC 運営において、主事と密接に連絡、助言、指導する。
 - 2. 1. 4 大会において次の記録を提出する。

- 2. 1. 4. 1 ACWC 役員会議および各国代表者会議の議事録とそれに関する記録。
- 2. 1. 4. 2 ICFLC 議事録
- 2. 1. 4. 3 ACWC、ICFLC、その他超教派の組織に関するすべての書類。
- 2. 1. 5 大会での選挙後、退任委員と次期委員の合同各国代表者会議を招集する。
- 2. 2 副会長：副会長は：
 - 2. 2. 1 会長の欠席や依頼によって代行を務めなければならない。
 - 2. 2. 2 役員会議、各国代表者会議によって討議、実行される事柄が ACWC の規約に添っていることを確認する。
 - 2. 2. 3 総会において選挙が円滑に行われる様、すべての推薦者リスト、投票用紙、記録を準備し、調整する。
- 2. 3 大会書記：大会書記は：
 - 2. 3. 1 役員会議と各国代表者会議の議事録をとる。
 - 2. 3. 2 大会の報告書をまとめる。
 - 2. 3. 3 会長と主事と連絡を取り合う。
 - 2. 3. 4 大会の議事録をまとめ、被推薦者名と投票記録を作成する。
 - 2. 3. 5 提出された資料、決議書、ACWC に関する公式文書を受け取る。
 - 2. 3. 6 次大会まで、受け取ったすべての ACWC 関連の書類を整理しておく。
 - 2. 3. 7 大会における大会登録代表者（デリゲート）、オブザーバー、ゲストの登録の責任を持つ。
- 2. 4 会計： 会計は：
 - 2. 4. 1 ACWC のために収支記録及び預金通帳の最新記録を正確に把握する。
 - 2. 4. 2 支出の全科目について、会長と主事が共に調整して ACWC の財務状況を二者に年 4 回報告、提案する。
 - 2. 4. 3 有意義な財政上の助言を受けて、ACWC の財務状況の改善を考える。
 - 2. 4. 4 加盟国に対して与えられているすべての補助金の使途について説明を求めることができる。
 - 2. 4. 5 役員会のメンバーから、ACWC のための全ての出費についての正確な報告を受けとる。
 - 2. 4. 6 主事が定期的に給料を受け取っていることを確認する。
 - 2. 4. 7 すべての ACWC の年次会計報告書が年度毎に監査を受けていることを確認する。
 - 2. 4. 8 すべての伝票や領収書が適切に保管されていることを確認する。
 - 2. 4. 9 役員会と各国代表者会に対して、年度ごとに監査された ACWC の会計報告を提出する。総会に対して、4 年に一度報告する。
 - 2. 4. 10 役員会と代表者会で承認された予算案を大会に提出する。
- 2. 5 役員：役員は：
 - 2. 5. 1 ACWC 全体とそのプログラム、特に継承されている ACWC のプロジェクトである FLC などのプロジェクトを推進する。
 - 2. 5. 2 ACWC の方針とプログラムを実行する。
 - 2. 5. 3 次の大会を計画し、遂行する。

- 2. 5. 4 ACWC の資金を管理する。
- 2. 5. 5 人事に関する事柄を行う。
- 2. 5. 6 各国代表者会議および役員会議に出席する。
- 2. 5. 7 ACWC と FLC のプログラムとプロジェクトを地域及び海外の会合において広め、又、年4回の機関紙に記事と報告を寄稿する。
- 2. 5. 8 役員会の要請により、ACWC を代表して、他の会議や集会に出席する。
- 2. 5. 9 各国代表者ととともに、また、自国の代表者と共に ACWC の発展のために協力して働く。
- 2. 5. 10 ACWC の解散や、差し迫った解散の執行の場合、役員会として、すべてのプロジェクトと委託された資金を、ACWC の目的とビジョンにしたがった方法で処理する責任を持つ。
- 2. 6 各国代表者会
 - 2. 6. 1 すべての各国代表者会のメンバーは：
 - 2. 6. 1. 1 各国において ACWC と FLC の企画運営の為に働く。
 - 2. 6. 1. 2 役員会によって進められている施策と活動を把握している主事からの書簡を受け取る。その書簡は ACWC の施策、そしてその企画についての効果的な実行のためのその他の通知、指示である。
 - 2. 6. 1. 3 規約第3条に述べられている ACWC の目的に添って、年4回発行されている機関紙に記事と資料を適切に提出する。
 - 2. 6. 1. 4 ACWC の機関紙を紹介し、購読数の増加につとめる。
 - 2. 6. 1. 5 自国のために行動する場合、ACWC 事務局または各国代表者会議、役員会とのすべての連絡について、自国に報告すること。
 - 2. 6. 2 各国代表者会の中で同じ国のメンバーがいる場合には、ACWC や FLC の推進のために、また、役員会にて託されたその他の働きをするために、より密接に協力する。
 - 2. 6. 3 各国代表者は：
 - 2. 6. 3. 1 ACWC の主事から連絡を受けて、すべての必要な情報を各国の委員会に伝え、また適切な活動を促す。
 - 2. 6. 3. 2 ACWC と FLC の推進の責任を持ち、分担金がそれぞれの国の組織から支払われることを確認する。
 - 2. 6. 3. 3 事項について責任を担う。
 - 2. 6. 3. 3. 1 自国の教会女性たちの間で行われた働きの年次活動報告書を主事に提出する。
 - 2. 6. 3. 3. 2 規約3条の目標に沿って、ACWC の機関紙発行にふさわしい材料を提供する。
 - 2. 6. 3. 3. 3 ACWC 機関紙を紹介し、購読数の増加につとめる。
 - 2. 6. 3. 3. 4 可能な限り、全国的または地域的な教会の集まりで、ACWC と ICFLC が広く知られるように努める。
- 2. 7 推薦委員会委員：推薦委員会の委員は、ACWC の副会長と緊密に連携して大会期間中に選挙が円滑に行われるように、推薦者リスト、投票用紙準

備を行い、記録をとる。

2. 8 主事：主事は次の事を行う。

2. 8. 1 ACWC の職務遂行のための実務職員である。
2. 8. 2 役員会と相談し、協力して、ACWC の事柄を適正に管理運営する。
2. 8. 3 役員会と各国代表者会の責任を持つ。
2. 8. 4 役員会議および各国代表者会議の日程を遅くとも3ヶ月前には知らせ、会長と相談して議案を準備する。
2. 8. 5 大会報告と議事録を印刷物にまとめ、すべての各国代表者会、役員会のメンバーおよび、大会出席者全員に配布する。
2. 8. 6 ACWC 機関紙（季刊）の発行の責任を持つ。
2. 8. 7 年次報告ならびに四半期報告を役員会と各国代表者会に提出し、また大会に4年間の報告をする。
2. 8. 8 四半期毎の会計報告を会計と役員会に提出する。
2. 8. 9 国内外の会議や協議会などに出席した場合、可能な限り ACWC と FLC を促進する。
2. 8. 10 大会声明に基づいて、ACWC の目標と目的を遂行するように援助する。
2. 8. 11 超教派団体とのつながりを見出せるように援助し、超教派の連携の中でその流れの中に新しい道を模索する。
2. 8. 12 役員会が必要とする他の役割をはたす。
2. 8. 13 大会を成功させるための計画と準備を整える。

3. 主事任命のための規定

3. 1 主事：

- ・神学、または、キリスト教教育の学士号をもっていることが望ましい。
- ・英語が堪能であること。
- ・コンピューターが扱えること。
- ・自分の教会および ACWC と関係ある超教派の団体において活発な活動をしていること。
- ・拘束されることなく渡航ができ、どの国とも渡航制限を持つことのない国に属していること。
- ・指導力、人との適応性があること。

4. 主事の恩典

4. 1 任期中、在職中の国の生活水準に基づいて、適切な報酬を受けられること。
4. 2 任期中、医療保険を受けられること。
4. 3 住宅費補助、病気療養および休暇は、役員会との交渉で決められる。
4. 4 退職金と慰労金が、退職時に役員会と各国代表者会の裁定によって支給される。

5. 1 総会は、アジア教会女性会議の最終議決機関とする。

<用語事例>

役員	Executive Committee Member (会長、副会長 書記、会計、無任所役員 3 名, ICFLC 主事)
専任役員	Officer (会長、副会長、書記、会計)
役員会	Executive Committee
役員会議	Executive Committee Meeting
各国代表者	General Committee Member
各国代表者会	General Committee
各国代表者会議	General Committee Meeting
加盟国代表者	National Representative
大会	General Assembly(総会を含む)
推薦委員会	Nominations Committee
大会登録代表者	Delegate
主事	Executive Secretary
リーストコインの交わり	Fellowship of the Least Coin(FLC)
リーストコインの交わり国際委員会	International committee of the Fellowship of the Least Coin (ICFLC)

2006. 7 作成

2014 改訂

2018 改訂

2024. 4 改訂 (婦人→女性)